



福岡医発第544号(地)
平成21年6月12日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

障害者雇用率制度における除外率制度の見直しについて

標記の件につきまして、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長より日本医師会を通じて別紙のとおり周知・協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

さて、障害者雇用率制度は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業主が雇用する常用労働者の数の一定割合（法定雇用率）に見合う数の身体障害者又は知的障害者を雇用することを事業主に義務付けている制度であります。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成22年7月1日付けで施行されることとなり、本制度における除外率制度の除外率設定業種に設定されている除外率が一律に10%引き下げられることとされました。

つきましては、除外率の引き下げにより、各事業主における常用雇用労働者の総数及び法定雇用障害者数が増える場合があり、各事業主においては、前もって計画的に障害者の採用を図る必要が生ずるため、貴会におかれましても本件についてご丁知いたたくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成20年12月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により改正された事項は下記のとおりとなっておりますので、合わせてご留意いただきますようお願いいたします。

記

【除外率の引下げ（平成22年7月より）】

- ・医療業 改正前 40%→改正後 30%

例：常用雇用労働者が400人の医療機関の雇用義務数

- ・改正前 40% $[400 - (400 \text{ 人} \times 40\%) \times 1.8\% = 4 \text{ 人}]$
- ・改正後 30% $[400 - (400 \text{ 人} \times 30\%) \times 1.8\% = 5 \text{ 人}]$

【障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大】

・近年、障害者の雇用が着実に進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、障害者の身近な雇用場である中小企業における障害者雇用の促進を図る必要があるとの観点から、

平成 22 年 7 月から、常用雇用労働者が 201 人以上 300 人以下の事業主
平成 27 年 4 月から、常用雇用労働者が 101 人以上 200 人以下の事業主

に、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

※医療業の常用雇用労働者とは、常用雇用労働者数から常用雇用労働者数に除外率を掛けた数を除した数となります。

【障害者の短時間労働への対応】

・平成 22 年 7 月から、障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）をカウントすることになります。このとき、そのカウント数は 0.5 カウントとなります。

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

※黒枠の部分が、今回の法改正による改正点です。

○ = 1 カウント

◎ = 2 カウント

△ = 0.5 カウント

(地Ⅲ61)

平成21年5月29日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司



除外率設定業種に設定されている除外率の引下げについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第128号）が公布され、平成22年7月1日付けで施行されることとなっております。

本省令においては、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、除外率設定業種に設定されている除外率を引き下げることとしていることから、これにより各事業主における常用雇用労働者の総数及び法定雇用障害者数が増える場合があります、この場合、各事業主において、前もって計画的に障害者の採用を図る必要が生ずるため、別添のとおり、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長より、本会に対して周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、平成20年12月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、平成22年7月からは、短時間労働者が障害者雇用義務の対象となり、短時間労働者及び障害者である短時間労働者の算定に当たっては、その1人をもって0.5人と算定すること、また、障害者雇用納付金制度の対象が拡大され、常用雇用労働者が201人以上の事業主についても障害者雇用納付金制度の適用対象となることにつきましても、ご留意くださいますようお願い申し上げます。



職高障発第0424010号

平成21年4月24日

社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部

障害者雇用対策課長



除外率設定業種に設定されている除外率の引下げについて

平素より、障害者の雇用に関し、御理解と御協力をいただいていることにつきまして感謝申し上げます。

本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第128号）が公布され、平成22年7月1日付けで施行されることとなっておりますが、本省令においては、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、除外率設定業種に設定されている除外率を引き下げることとしております。

本省令の詳細については下記のとおりですが、これにより各事業主における常用雇用労働者の総数及び法定雇用障害者数が増える場合があります、この場合、各事業主において、前もって計画的に障害者の採用を図る必要が生ずるため、貴団体会員各位に対し、今回の改正の趣旨を周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、昨年12月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、平成22年7月からは、短時間労働者が障害者雇用義務の対象となり、短時間労働者及び障害者である短時間労働者の算定に当たってはその1人をもって0.5人と算定すること、また、障害者雇用納付金制度の対象が拡大され、常用雇用労働者が201人以上の事業主につきましても障害者雇用納付金制度の適用対象となることにつきまして、合わせて御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

除外率設定業種に設定されている除外率について、一律100分の10引き下げることとし、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）別表第4を次の表のとおりとするものとする。

除 外 率 設 定 業 種	除 外 率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 航空運輸業	100分の5

倉庫業	
国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	
採石業、砂・砂利・玉石採取業	100分の10
窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）	
その他の鉱業	
水運業	
非鉄金属第一次製錬・精製業	100分の15
貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	
建設業	100分の20
鉄鋼業	
道路貨物運送業	
郵便業（信書便事業を含む。）	
港湾運送業	100分の25
鉄道業	100分の30
医療業	
高等教育機関	
林業（狩猟業を除く。）	100分の35
金属鉱業	100分の40
児童福祉事業	
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	100分の45
石炭・亜炭鉱業	100分の50
道路旅客運送業	100分の55
小学校	
幼稚園	100分の60
船員等による船舶運航等の事業	100分の80
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）において分類された業種区分によるものとする。	

障害者雇用率制度における除外率制度の見直しについて

1 障害者雇用率制度

社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業主が雇用する常用労働者の数の一定割合（法定雇用率）に見合う数の身体障害者又は知的障害者を雇用することを事業主に義務付けている制度

（参考 1）現在の法定雇用率

【民間事業主】

- ・ 一般の民間企業 1. 8%（常用雇用労働者数 56 人に対し障害者 1 人）
- ・ 特殊法人等 2. 1%（常用雇用労働者数 48 人に対し障害者 1 人）

【公的機関】

- ・ 国又は地方公共団体 2. 1%（常勤職員 48 人に対し障害者 1 人）
- ・ 都道府県等の教育委員会 2. 0%（常勤職員 50 人に対し障害者 1 人）

2 除外率制度

雇用義務となる障害者数を算出する際に、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、除外率を設定し、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度

（参考 2）

【常勤職員が 1,000 人の官公庁の雇用義務数】

- ・ 旧除外職員（例、医師、看護師等）である職員がいない場合
→ $1,000 \text{ 人} \times 2.1\% = 21 \text{ 人}$
- ・ 旧除外職員（例、医師、看護師等）である常勤職員の常勤職員総数に占める割合が 50% である場合
→ $(1,000 \text{ 人} - 400 \text{ 人}) \times 2.1\% = 12 \text{ 人}$
└ 除外率 40%（除外職員割合 50%以上 55%未満）相当の常勤職員数

【常用雇用労働者が 1,000 人の事業所の雇用義務数】

- ・ 除外率 0% → $1,000 \text{ 人} \times 1.8\% = 18 \text{ 人}$
- ・ 除外率 40% → $(1,000 \text{ 人} - 400 \text{ 人}) \times 1.8\% = 10 \text{ 人}$
└ 除外率 40%相当の労働者数

除外率制度については、ノーマライゼーションの観点から、平成 14 年の障害者雇用促進法改正において段階的に廃止されることが決まっており、平成 16 年 4 月に一律 10%の引下げが行われた。

3 障害者の雇用状況の進展

近年、障害者の就労意欲の高まりや、企業におけるCSRの意識の高まり等を背景として、障害者の雇用は進展している。

除外率設定業種全体では、障害者の実雇用率は前回除外率引下げを行った平成 16 年に比べて平成 20 年には約 0.2 ポイント上昇し、1.74%となっている。

(参考 3) 実雇用率

- ・ 民間の全事業主 1.46% (平成 16 年) → 1.59% (平成 20 年)
- ・ 除外率設定業種 1.56% (平成 16 年) → 1.74% (平成 20 年)

4 除外率の見直しの必要性

こうした中、平成 19 年 12 月の労働政策審議会の意見書において、除外率については、「法律の規定等に沿って、段階的に引き下げ、廃止を目指すという基本的方向に基づき、今回、一定の引下げを行うことが適当」とされた。

また、同月に全閣僚で構成される障害者施策推進本部で決定された「重点施策実施5か年計画」において縮小・廃止の方向性が明記されており、これらを踏まえ、除外率を引き下げることとする。

5 除外率の見直し案

① 引下げ率

労働政策審議会意見書において、「社会連帯責任の理念の下、前回 (平成 16 年) は一律 10%ポイント引き下げたことを参考にしつつ、具体的な引下げの方法について、検討することが適当」とされていることを踏まえ、すべての除外率設定業種を一律に 10%引き下げる。

② スケジュール

- ・ 事業主によっては、法定雇用率を達成するために新たに障害者を雇用する必要があること

- ・ 今般の景気後退による事業主負担を考慮する必要があることから、一定の準備期間を設けることとし、平成 22 年 7 月より引下げを行うこととする。

6 公的機関に係る除外率の見直しについて

公的機関については、平成 15 年度までは、民間事業主と異なり、障害者が就業することが困難であると認められる職種（除外職種）に該当する職員数を除いて実雇用率を算定していたところであるが、ノーマライゼーションの観点から、民間事業主の除外率の廃止とともに、警察官や自衛官など「国民の生命の保護とともに、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員」を除いて除外職種を廃止し、経過措置として、廃止された除外職種の割合に応じて除外率を設定している。

公的機関は、障害者の雇用について民間事業主に率先垂範すべき立場にあることから、今回の民間事業主の除外率の引下げとともに、一律 10%の引下げを行うこととする。

◇ これまでの経緯 ◇

○ 平成 14 年障害者雇用促進法改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

附 則

第 3 条

3 第 1 項の規定により読み替えて適用する第 38 条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第 43 条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

○ 障害者基本計画（抄）（平成 14 年 12 月 24 日 閣議決定）

5 雇用・就業

(2) 施策の基本的方向

ア 障害者の雇用の場の拡大

除外率制度については、平成 16 年（2004）年度より段階的に縮小を進め、一定の準備期間を置いて廃止を目指す。

国及び地方公共団体の除外職員制度についても、企業との均衡を考慮して同様の方向で進める。

○ 労働政策審議会意見書（抄）（平成 19 年 12 月 19 日）

4 その他の諸課題

(3) 除外率の引下げによる障害者雇用の促進

除外率制度については、ノーマライゼーションの理念の下、平成 14 年の障害者雇用促進法の改正により廃止されたが、同法の附則において経過措置として定められ、除外率設定業種における障害者雇用の状況等を考慮しつつ、段階的に縮小することとされている。

したがって、このような法律の規定等に沿って、段階的に引き下げ、廃止を目指すという基本的方向に基づき、今回、一定の引下げを行うことが適当である。

また、この際、社会連帯責任の理念の下、前回（平成 16 年）は一律 10%ポイント引き下げたことを参考にしつつ、具体的な引下げの方法について、検討することが適当である。

(4) 障害者雇用率等の見直し

今回の障害者雇用率の見直しについては、今後、短時間労働の雇用義務化や除外率の引下げ（上記4(3)）といった制度改正が実施されることを前提とすれば、これらによる障害者雇用率への影響も考慮した上で設定することとし、現行のとおりとすることが適当である。

○ 重点施策実施5か年計画（抄）（平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定）

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

5 雇用・就業

① 障害者の雇用の場の拡大

- 障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進
障害者雇用促進法及び障害者基本計画に基づき除外率制度の段階的縮小を進める。

見直し後の除外率設定機関の除外率

国又は地方公共団体に適用される除外率について、次の表1に掲げる職種の職員が国又は地方公共団体の各機関の職員総数に占める割合が、表2の左欄に掲げる割合である場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる率の除外率が適用されるよう見直す。(平成22年7月から適用を検討)

(表 1)

- | | |
|----|---|
| 1 | 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9項に掲げる職員については、就任について国会の両院または一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)である職員 |
| 2 | 裁判官、検察官、大学および高等専門学校教育職員並びに地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 |
| 3 | 次に掲げる職員 |
| イ | 国会の衛視 |
| ロ | 法廷の警備を職務とする者 |
| ハ | 漁業監督官及び漁業監督官吏並びに森林警察を職務とする者 |
| ニ | 航空交通管制官 |
| 4 | 医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 |
| 5 | 幼稚園、小学校及び特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。)の教育職員 |
| 6 | 児童福祉施設において児童の介護、教護又は養育を職務とする者 |
| 7 | 動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 |
| 8 | 航空機への搭乗を職務とする者 |
| 9 | 鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 |
| 10 | 鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 |
| 11 | とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 |
| 12 | 伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 |
| 13 | 建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 |
| 14 | 多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者 |

(表 2)

基準割合	除外率	
	改正前	改正後
95%以上	85%	75%
90%以上95%未満	80%	70%
85%以上90%未満	75%	65%
80%以上85%未満	70%	60%
75%以上80%未満	65%	55%
70%以上75%未満	60%	50%
65%以上70%未満	55%	45%
60%以上65%未満	50%	40%
55%以上60%未満	45%	35%
50%以上55%未満	40%	30%
45%以上50%未満	35%	25%
40%以上45%未満	30%	20%
35%以上40%未満	25%	15%
30%以上35%未満	20%	10%
25%以上30%未満	15%	5%
20%以上25%未満	10%	0%
15%以上20%未満	5%	0%

見直し後の除外率設定業種及び除外率

(平成22年7月1日から適用を検討)

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25% → 15%	
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40% → 30%	
・林業(狩猟業を除く。)	45% → 35%	
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業 ・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	

事業主のみなさまへ

障害者雇用促進法が 改正されました

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律
(平成20年法律第96号)が成立し、平成21年4月から
段階的に施行されます。

Point

☆ 障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます。

- ・ 常用雇用労働者201人以上の事業主 平成22年7月～
- ・ 常用雇用労働者101人以上の事業主 平成27年4月～

☆ 短時間労働（週所定労働時間20時間以上30時間未
満）が障害者雇用率制度の対象となります。

（平成22年7月～）

常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短
時間労働者を0.5カウントとしてカウントすることとなります。

☆ このほか、障害者雇用率の算定の特例を創設します。

（平成21年4月～）

- ・ 企業グループ算定特例
- ・ 事業協同組合等算定特例



厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所（ハローワーク）

1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

(1) 障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担を調整する観点から、実雇用障害者数が法定雇用率（1.8％）に満たない事業主から、その雇用する障害者が1人不足するごとに1月当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対する障害者雇用調整金（超過1人につき1月当たり2万7千円）や助成金等を支給する仕組みです。

この障害者雇用納付金の徴収は、昭和52年以降、経過措置として、常用雇用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきました。

(2) 障害者雇用納付金制度の対象事業主を拡大する目的

しかし、近年、障害者の雇用が着実に進展する中で、中小企業における障害者雇用状況の改善が遅れており、障害者の身近な雇用の場である中小企業における障害者雇用の促進を図る必要があります。

(3) 今回の法改正による改正点

こうした観点を踏まえ、

平成22年7月から、常用雇用労働者が201人以上300人以下の事業主
平成27年4月から、常用雇用労働者が101人以上200人以下の事業主

に、障害者雇用納付金制度の対象が拡大されます。

Point

☆ 制度の適用から**5年間**は、納付金の**減額特例**が適用されます。

常用雇用労働者が**201人以上300人以下**の事業主

平成22年7月から平成27年6月まで 5万円 → 4万円

常用雇用労働者が**101人以上200人以下**の事業主

平成27年4月から平成32年3月まで 5万円 → 4万円

※ 障害者雇用調整金は、変わらず2万7千円となります。

☆ 中小企業における障害者の雇用を促進するため、様々な助成金があります。お近くの公共職業安定所（ハローワーク）に、お気軽にご相談ください。

2 障害者の短時間労働への対応

(1) 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱い

現在の障害者雇用率制度においては、原則として、週所定労働時間が30時間以上の労働者を実雇用率や法定雇用障害者数の算定の基礎としています。

このため、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障害者や精神障害者を除き、重度でない身体障害者や知的障害者である短時間労働者については、実雇用障害者数や実雇用率にカウントすることはできませんでした。

(2) 短時間労働に対する対応の必要性

一方で、短時間労働については、

- ・ 障害者によっては、障害の特性や程度、加齢に伴う体力の低下等により、長時間労働が難しい場合があるほか、
- ・ 障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効である

などの理由から、障害者に一定のニーズがあります。

(3) 今回の法改正による改正点①

こうしたニーズへの対応として、平成22年7月から、障害者雇用率制度における実雇用障害者数や実雇用率のカウントの際に、**身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウント**することとなります。このとき、そのカウント数は**0.5カウント**となります。

Point

☆ 障害者である短時間労働者のカウントの方法は次のとおりです。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の法改正による改正点

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

(4) 今回の法改正による改正点②

(3)の改正とあわせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、実雇用率や法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）の算定の基礎となる常用雇用労働者の総数に、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）をカウントすることとなります。その際、短時間労働者は0.5カウントとして計算し、これを基に、実雇用率や法定雇用障害者数を計算します。

Point

☆ 実雇用率等の計算式は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\ \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\% \end{aligned}$$

今回の法改正による改正点

【計算例】

次のような事業主である場合、平成22年7月からは、

- ・ 労働者※ 1,500人
- ・ 短時間労働者 500人
- ・ 身体障害者又は知的障害者である労働者※ 10人
- ・ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者 8人
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者※ 6人
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者 4人
- ・ 精神障害者である労働者※ 3人
- ・ 精神障害者である短時間労働者 2人

$$\text{実雇用率} = \frac{10 + 8 \times 0.5 + 6 \times 2 + 4 + 3 + 2 \times 0.5}{1,500 + 500 \times 0.5} \approx 1.94 (\%)$$

$$\text{法定雇用障害者数} = (1,500 + 500 \times 0.5) \times 0.018 \approx 31 (\text{人}) \text{ ※※}$$

○ このモデルケースでは、平成22年6月までは、実雇用率は2%、法定雇用障害者数は27人となります。

※ 「労働者」からは短時間労働者を除いています。

※※ 小数点以下は切捨てとなります。

◆ 留意事項 ◆

今回の障害者雇用率制度における短時間労働への対応は、短時間労働に対する障害者のニーズを踏まえ、**障害者雇用の促進のために行うものです。**

障害者である短時間労働者の処遇については、下記のとおり法令に規定されているところであり、社会保険料を免れる目的など、事業主の一方的な都合により障害者を短時間労働に代替してはなりません。障害者の希望と能力に応じた適切な処遇の確保のため、適切に対応してください。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

第80条 事業主は、その雇用する障害者である短時間労働者が、当該事業主の雇用する労働者の所定労働時間労働すること等の希望を有する旨の申出をしたときは、当該短時間労働者に対し、その有する能力に応じた適切な待遇を行うように努めなければならない。

○ 障害者雇用対策基本方針(平成21年厚生労働省告示第55号)(抄)

第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項

1 基本的な留意事項

(3) 処遇

障害者個々人の能力の向上や職務遂行の状況を適切に把握し、適性や希望等も勘案した上で、その能力に応じ、キャリア形成にも配慮した適正な処遇に努める。

なお、平成20年の法改正により、平成22年7月から、重度でない身体障害者又は知的障害者である短時間労働者についても実雇用率の算定対象となる。障害者である短時間労働者が通常の所定労働時間働くこと等を希望する旨の申出があったときは、事業主は、当該障害者の有する能力に応じた適正な待遇を行うよう努めることとされている（法第80条）。**社会保険料負担を免れる目的で、その雇用する障害者の勤務形態を一方的に短時間労働に変更することは、不適正な待遇に当たるものであり、本人の希望、能力等を踏まえた適切な待遇に努める。**

3 企業グループ算定特例の創設

(1) 企業グループ算定特例について

平成21年4月から、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で実雇用率を通算できるようになります。

(2) 企業グループ算定特例の認定要件

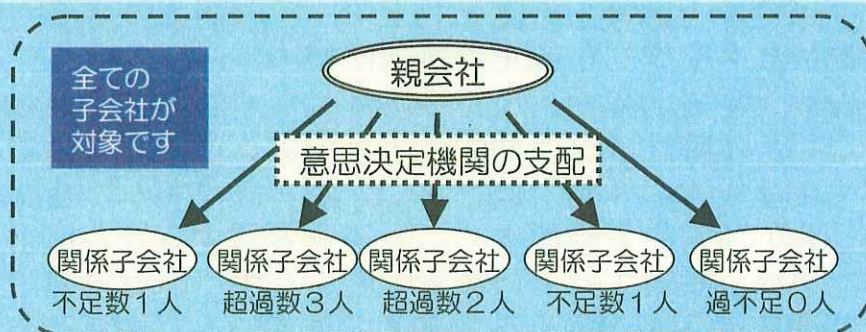
企業グループ算定特例の認定を受けるためには、下記の要件を満たす必要があります。

- ① 親会社が障害者雇用推進者を選任していること。
- ② 企業グループ全体で障害者雇用の促進及び安定を確実に達成することができることと認められること。
- ③ 各子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。ただし、中小企業については、次に掲げる数以上の障害者を雇用していること。

ア	常用労働者数が167人未満	要件なし
イ	常用労働者数が167人以上250人未満	障害者1人
ウ	常用労働者数が250人以上300人以下	障害者2人
- ④ 各子会社が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること又は他の子会社が雇用する障害者の行う業務に関し、子会社の事業の人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

Point

☆ 企業グループ算定特例は次のようなイメージです。



(企業グループ全体で実雇用率を通算 → 合計 超過数3人)

☆ 子会社に企業グループ算定特例の認定を受けたものがある事業主は、企業グループ算定特例の認定を受けることはできません。

4 事業協同組合等算定特例の創設

(1) 事業協同組合等算定特例について

平成21年4月から、中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合等（特定組合等）とその組合員である中小企業（特定事業主）で実雇用率を通算できるようになります。

(2) 事業協同組合等算定特例の認定要件

事業協同組合等算定特例の認定を受けるためには、下記の要件を満たす必要があります。

- ① 事業協同組合等の行う事業と特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。
- ② 事業協同組合等の規約等に、その事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主における障害者の雇用状況に応じて、障害者雇用納付金の経費を特定事業主に負荷する旨の定めがあること。
- ③ 事業協同組合等が、その事業協同組合及び特定事業主における障害者の雇用の促進及び安定に関する事業（雇用促進事業）を適切に実施するための計画（実施計画）を作成し、この実施計画に従って、障害者の雇用の促進及び安定を確実に達成できると認められること。
- ④ 事業協同組合等が、1人以上の障害者を雇用し、また、雇用する常用雇用労働者に対する雇用障害者の割合が、20%を超えていること。
- ⑤ 事業協同組合等が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること。
- ⑥ 特定事業主が、その規模に応じて、それぞれ次に掲げる数以上の障害者を雇用していること。

ア 常用労働者が167人未満	要件なし
イ 常用労働者が167人以上250人未満	障害者1人
ウ 常用労働者が250人以上300人以下	障害者2人

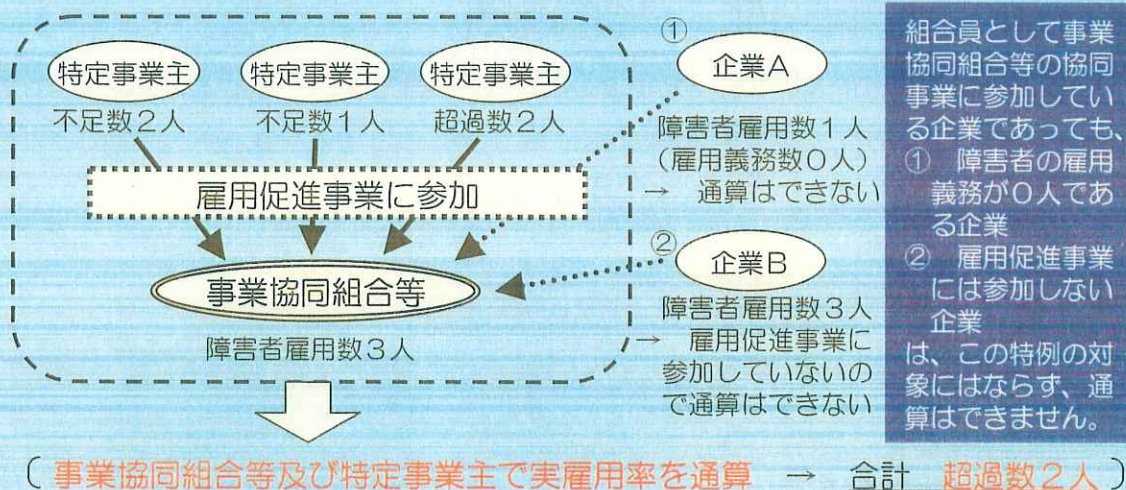
事業協同組合等算定特例の認定要件を満たさなくなった場合には、この認定を取り消すこととしています。

Point

☆ 事業協同組合等とは、次に掲げる組合を指します。

- | | |
|----------|-------------|
| ○ 事業協同組合 | ○ 水産加工業協同組合 |
| ○ 商工組合 | ○ 商店街振興組合 |

☆ 事業協同組合等算定特例は次のようなイメージです。



組合員として事業協同組合等の協同事業に参加している企業であっても、

① 障害者の雇用義務が0人である企業

② 雇用促進事業には参加しない企業

は、この特例の対象にはならず、通算はできません。

☆ 実施計画には、次の内容を盛り込んでください。

- ① 雇用促進事業の目標 (雇用障害者数の目標を含む。)
- ② 雇用促進事業の内容
- ③ 雇用促進事業の実施時期

☆ 特定事業主が、特例子会社や企業グループ算定特例、事業協同組合等算定特例等の認定を受けている場合は、事業協同組合等算定特例の認定を受けることはできません。

☆ 雇用促進事業を支援する助成金がありますので、お近くの公共職業安定所 (ハローワーク) に、お気軽にご相談ください。

5 その他

障害者雇用調整金の分割支給

企業グループ算定特例や事業協同組合等算定特例が創設されるのにあわせて、平成21年4月から、障害者雇用調整金を、10社を超えない範囲において、親会社、特例子会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主等に対して分割して支給することができるようになります。

今回の制度改正に関し、実雇用率の算定など障害者雇用率制度については、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所 (ハローワーク) に、納付金の納付など障害者雇用納付金制度については、都道府県障害者雇用促進協会にお問い合わせください。

「障害者雇用促進法が改正されました」正誤表

P. 7 (2) 事業協同組合等算定特例の認定要件

②

誤：特定事業主に負荷する旨の定めがあること。

正：特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

④

誤：2人以上の障害者を雇用し、

正：1人以上の障害者を雇用し、

事業主の皆さまへ

平成22年7月から除外率が引き下げられます。

現在、除外率は以下の表の「改正前」のとおり定められていますが、平成22年7月から、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10%ポイント引き下げられ、表の「改正後」のとおりとなります。

⇒ 現在、除外率が適用されている事業所のある事業主の方はご注意ください。

※ 除外率は、一律に法定雇用率を適用することになじまない性質の職務について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度ですが、平成14年の法改正により、段階的に廃止・縮小することとされています。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25% → 15%	
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40% → 30%	
・林業(狩猟業を除く。)	45% → 35%	
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業 ・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	

※ 新たに障害者の方の雇い入れをご検討の事業主は、裏面の助成金のご活用もご検討ください。

特定求職者雇用開発助成金の拡充

障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる**中小企業**の事業主に対する助成金を拡充しました。

助成金は雇い入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

対象労働者	対象期間	支給額(総額)
身体・知的障害者	1年6か月	50万円(中小企業135万円)
身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者	2年	100万円(中小企業240万円)
短時間労働者の身体・知的・精神障害者	1年6か月	30万円(中小企業90万円)

障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業)において、ハローワークの紹介により**身体・知的・精神障害者**を初めて継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対する奨励金を創設しました。(※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)
支給額は、1人目の障害者を雇用することに対し、**100万円**です。

特例子会社等設立促進助成金の創設

平成21年2月6日以降に設立する**特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所**であって、**身体・知的・精神障害者**を**10人以上雇用**するものを設立した事業主に対する助成金を創設しました。(※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置)
支給額は以下のとおり、支給期間は3年間です。

雇用障害者数		10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上
支給金額	初年度	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2・3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

この他、助成金、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。

- 本リーフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

【平成21年4月現在】 支給要件等が変更される場合があります。念のため、都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご確認ください。

事業主の皆さまへ

障害者の雇用維持、雇用促進にご協力ください！

現在雇用されている障害者の方の雇用の維持をお願いします。

障害者については、一旦離職すると再就職が大変難しい状況です。
現在、事業所で雇用されている障害者の方の雇用の維持にご努力をお願いします。

雇用の維持に当たっては、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（景気変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成するもの）の活用もご検討ください。

障害者の雇用促進に向けた取組をお願いします。

障害者雇用促進法に基づく障害者の法定雇用率を未達成である企業はもとより、達成されている企業においても、一人でも多くの障害者雇用に向けた取組をお願いします。

新たな雇い入れについては、以下のような支援措置を拡充・創設しておりますので、これらのご活用もご検討ください。（詳細については裏面をご覧ください）

- ・ 中小企業について、障害者の雇入れに対する助成金（特定求職者雇用開発助成金）の拡充
- ・ 障害者の雇用経験のない企業に対する奨励金（障害者雇用ファースト・ステップ奨励金）の創設
- ・ 特例子会社等の設置及び障害者の雇入れに対する助成金（特例子会社等設立促進助成金）の新設

この他、障害者を多数雇用している事業所や福祉施設等への仕事の発注についてもご検討をお願いします。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

特定求職者雇用開発助成金の拡充

障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる中小企業の事業主に対する助成金を拡充しました。

助成金は雇い入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

対象労働者	対象期間	支給額(総額)	
		拡充前	拡充後
身体・知的障害者	1年6か月	90万円	135万円
身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者	2年	160万円	240万円
短時間労働者の身体・知的・精神障害者	1年6か月	60万円	90万円

障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業）において、ハローワークの紹介により身体・知的・精神障害者を初めて継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対する奨励金を創設しました。（※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置）
支給額は、1人目の障害者を雇用することに対し、100万円です。

特例子会社等設立促進助成金の創設

平成21年2月6日以降に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所であって、身体・知的・精神障害者を10人以上雇用するものを設立した事業主に対する助成金を創設しました。（※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置）

支給額は以下のとおり、支給期間は3年間です。

雇用障害者数		10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上
支給金額	初年度	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2・3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

この他、助成金、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又は最寄りのハローワークにご相談ください。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法律)

○道路交通法の一部を改正する法律

(一一)

○電波法及び放送法の一部を改正する法律

(一二)

○土壌汚染対策法の一部を改正する法律

(一三)

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律

(一四)

○米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律

(一五)

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(一六)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

(一七)

(政令)

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

(一一五)

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

(一二六)

三

三

六

三

三

七

六

四

○道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(一二七)

(一二八)

(省令)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(厚生労働一〇四)

(告示)

○構造改革特別区域計画を認定した件

(内閣府一九三三五)

○構造改革特別区域計画の変更を認定した件

(同三六八三)

○地域再生計画を認定した件

(同八四一六)

○地域再生計画の変更を認定した件

(同一一七三三)

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件

(内閣府・財務四)

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件

(同五)

○道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件

(国家公安委一〇)

○交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件

(同一一)

三

三

三

三

三

三

○障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三條第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める時間数の一部を改正する件(厚生労働二七五)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件の一部を改正する件(同二七六)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件(同二七七)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用支援センター助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十五條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める助成金の額等を定める件を廃止する件(同二七八)

哭

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律(法律第二二一号)(警察庁)

1 高齢運転者等の交通安全を確保するための規定の整備

(一) 高齢運転者等に係る駐車規制の特例に関する規定の整備(第四五條の二、第四九條の二、第四九條の四、第一一九條の二、第一一九條の三、第一二〇條、第一二二條及び別表第一関係)

(1) 高齢運転者等標章を掲示した普通自動車は、駐車又は停車が禁止されている道路の部分のうち道路標識等により指定されているものについては、駐車又は停車をすることができるとした。

(2) 都道府県公安委員会は、道路標識等により、時間制限駐車区間を高齢運転者等標章を掲示した同一の普通自動車に限り引き続き駐車することができる道路の区間として指定することができることとした。

(3) 高齢運転者等標章の譲渡し及び貸与を処罰することとした。

(二) 車間距離保持義務違反に係る法定刑の引上げ(第一一九條関係)

高速自動車国道又は自動車専用道路において車間距離保持義務に違反する行為をした者に係る法定刑を引き上げることとした。

(三) 地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備(第一〇八條の二九関係)

地域交通安全活動推進委員の活動に、高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えることとした。

(四) 高齢運転者標章表示義務の見直し(附則第二二二條関係)

七五歳以上の者は高齢運転者標章を付けないで普通自動車を運転してはならないとする規定は、当分の間、適用しないこととした。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

2

政 令

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。

内閣総理大臣 麻生 太郎

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十六号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。第六条の二中「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第六項」に改める。

附 則

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣 麻生 太郎

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十七号

道路交通法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。別表第二の一の表中「高齢運転者標識表示義務違反」を削る。

別表第二の備考の二の10及び19中「120」を「119」に改め、同表の備考の二の112を削り、113から120までを112から119までとする。

別表第五の十五の項中「高齢運転者標識表示義務違反」を削る。

（道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考の一の2の改正規定及び同表の備考の一の3の改正規定中「114から123まで」を「113から122まで」に改め、同表の備考の二の1及び2の改正規定中「125」を「124」に改め、同表の備考の二の10の改正規定及び同表の備考の二の108から120までを101から113までとする改正規定中「120」を「119」に、「113」を「112」に改め、同表の備考の二に次のように加える改正規定中

「14」を「113」に、「115」を「114」に、「116」を「115」に、「117」を「116」に、「118」を「117」に、「119」を「118」に、「120」を「119」に、「121」を「120」に、「122」を「121」に、「123」を「122」に、「124」を「123」に、「125」を「124」に、「126」を「125」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 麻生 太郎

御 名 御 璽

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第二百二十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十四条の二第十項において準用する同法第四十五条の二第五項及び同法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 法第七十条第二項の規定に基づき作成する計画についての第一項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「又は知的障害者」とあるのは、「知的障害者又は法第六十九条に規定する精神障害者」とする。

第五条（見出しを含む）中「第三十八条第二項」を「第三十八条第四項」に改める。

第十条の見出しを「法第四十三条第四項及び第四十五条の二第五項の政令で定める数」に改め、同条中「第四十三条第三項及び第四十五条の二第四項（法第四十五条の二第三項）」を「第四十三条第四項及び第四十五条の二第五項（法第四十五条の二第三項）」に、「第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項」を「第五十条第四項、第五十四条第五項、第五十五条第三項及び第七十四条の二第十項」に改める。

第十条の二（見出しを含む）中「第四十三条第四項」を「第四十三条第六項」に改める。

附則第二項中「（一）週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、法第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員を除く。」を削り、「百分の十五」を「百分の二十五」に改め、附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とする。

附則第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 附則第二項の職員の総数の算定に当たっては、法第三十八条第二項に規定する短時間勤務職員は、その一人をもつて、同項の厚生労働省令で定める数の職員に相当するものとみなす。

別表第四を次のように改める。
別表第四（附則第五項関係）

基準割合	除外率
百分の九十五以上	百分の七十五
百分の九十以上百分の九十五未満	百分の七十
百分の八十五以上百分の九十未満	百分の六十五
百分の八十以上百分の八十五未満	百分の六十
百分の七十五以上百分の八十未満	百分の五十五
百分の七十以上百分の七十五未満	百分の五十
百分の六十五以上百分の七十未満	百分の四十五
百分の六十以上百分の六十五未満	百分の四十
百分の五十五以上百分の六十未満	百分の三十五
百分の五十以上百分の五十五未満	百分の三十
百分の四十五以上百分の五十未満	百分の二十五
百分の四十以上百分の四十五未満	百分の二十
百分の三十五以上百分の四十未満	百分の十五
百分の三十以上百分の三十五未満	百分の十
百分の二十五以上百分の三十未満	百分の五

附則
この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

省

令

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 麻生 太郎

○厚生労働省令第百四号

阿害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の阿害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条第二項、第三項及び第五項、第四十三條第三項、第五項及び第八項、第四十四條第二項及び第三項、第四十五條の二第四項及び第六項並びに同法附則第三條第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十三條第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月二十四日

厚生労働大臣 舛添 要一

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中

第三節 重度障害者又は重度知的障害者である短時間労働者等に関する特例（第三
第四節 精神障害者に関する特例（第三十三条の二）
第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四
第六節 障害者の在宅就業に関する特例（第三十五条―第三十六条の十四）

第十三条
「第三節 精神障害者に関する特例（第三十三条）
第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例（第三十四条）
第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第三十五条―第三十六条の十四）」

四條)に改める。

第四条の十六を第四条の十八とし、第四条の十五を第四条の十七とし、第四条の十四の次に次の二条を加える。

(法第三十八條第二項及び第三項の厚生労働省令で定める数)

（法第三十八條第五項の厚生労働省令で定める数）
 〇・五人とする

第四条の十六 法第三十八条第五項の厚生労働省令で定める数は、一人とする。

第五條中「であつて同項に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）以外のもの」を削る。

第六條を次のように改める。

(法第四十三條第三項及び第八項、第四十四條第二項及び第三項並びに第四十五條の二第四項の厚生労働省令で定める数)

第六條 法第四十三條第三項及び第八項、第四十四條

項の厚生労働省令で定める数は
C・五人とする
第六條の次に次の一條を加える。

（法第四十三條第五項及び第四十五條の二第六項の厚生労働省令で定める数）
 第六條の二 法第四十三條第五項及び第四十五條の二第六項の厚生労働省令で定める数は、一人と

第七條（見出しを含む。）及び第八條中「第四十三條第五項」を「第四十三條第七項」に改める。

第九條第二項を次のように改める。

法第七十一條第五項の規定に基づき作成する計画については、同項の規定の適用については、同項第三号中「又知的障害者及び精神障害者」と、同項第二号中「及び知的障害者」とあるのは、「知的障害者及び精神障害者」と、同項第三号中「又

は知的障害者である労働者」とあるのは「知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者」と、及び知的障害者」とあるのは「知的障害者及び精神障害者」と、司馬第四号中「及び知的障害者」と、

知的障害者」とあるのは、「知的障害者及び精神障害者」とする。

第十四条中「第九条第（一）号中「労働者」とあるのは「特定職種」の労働者」と「第（二）号中「労働者」とあるのは「特定職種」の労働者」とあるのは、「特定職種」の労働者とする。

第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種」との労働者（法第四十三條第三項に規定する短時間労働者）を、第二号中「特定職種」とあるのは「特定職種」との労働者」を、第九條

第十八条第一項中「(法第二条第三号に規定する重度身体障害者(以下単に「重度身体障害者」と

いう）、同条第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）又は精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。第二十条の二第二項第一号を除き、以下二の款において同

第二十条の二第一頁第一号ロ「重要資料本等」を削る。

（以下単に「重度身体障害者」という。）に改め、同項第二号卜中「重度知的障害者」を「法第二

条第五号に規定する重度知的障害者（以下単に「重度知的障害者」という。）に改める。

第二十六条第一項第二号中、「重度身体障害者である短時間労働者」を削り、「重度知的障害者

である短時間労働者」を「及び」に改め、「及び精神障害者である短時間労働者」を削る。
第三章中第三節を削り、第四節を第三節とする。

第三十三條の二（見出しを含む。）中「法第七十二條の六において読み替えて準用する」を削り、「第

三十一條第一項の下に「第三項」を加え、及び第六項を削り、第三章第三節中同条を第三十三条とする。

第三章第五節を第四節とし、第六節を第五節とする。
第四十条第二項第三号中「並びに当該事業所の重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者及び精神障害者（法第七十九条第一項の厚生労働省令で定める者に限る。次条において同じ。）である短時間労働者の数」を削る。
第四十一条中「（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。次条において同じ。）を削る。
別表第四を次のように改める。

別表第四（附則第一条の三関係）

除 外 率 設 定 業 種	除 外 率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。） 採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	百分の五
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の十五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。） 港湾運送業	百分の二十
鉄道業 医療業 高等教育機関 林業（狩猟業を除く。）	百分の二十五
金属鉱業 児童福祉事業	百分の三十
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。） 石炭・亜炭鉱業	百分の三十五
道路旅客運送業 小学校	百分の四十五
幼稚園	百分の五十
船員等による船舶運航等の事業	百分の五十五
	百分の六十
	百分の八十

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）において分類された業種区分によるものとする。

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 障害者雇用支援センター（第四十条の六、第四十条の九）」を「第三節 障害者就業・生活支援センター（第四十条の六、第四十条の九）」に改める。
「第三節 障害者雇用支援センター」を「第三節 障害者就業・生活支援センター」に改める。
第四十条の六を次のように改める。

（法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める法人）
第四十条の六 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める法人は、医療法人とする。

「第四節 障害者就業・生活支援センター」を削り、第四十条の十及び第四十条の十一を削り、第四十条の九第二項中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、同条を第四十条の十一とし、第四十条の八の次に次の二条を加える。

（法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助）
第四十条の九 法第二十八条第一号の厚生労働省令で定める援助は、法第二十七条第一項に規定する支援対象障害者（以下この条において「支援対象障害者」という。）に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な援助とする。

（法第二十八条第二号の厚生労働省令で定める事業主）
第四十条の十 法第二十八条第二号の厚生労働省令で定める事業主は、同号に規定する職業準備訓練を適切に行うことができると認められる事業主とする。

第四十条の十二及び第四十条の十三を次のように改める。
第四十条の十二及び第四十条の十三 削除

第二十二條の四、第二十二條の五及び第二十五條の三を削る。

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成二十四年四月一日
二 附則第三条の規定 平成二十七年四月一日

（障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金に関する経過措置）

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第五十条第二項の厚生労働省令で定める額は、二万七千円とする。

2 改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十四条第二項の厚生労働省令で定める額は、四万円とする。

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十条第二項の厚生労働省令で定める額は、二万七千円とする。

2 改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第五十四条第二項の厚生労働省令で定める額は、四万円とする。

四 基本方針（地域再生法第四十一条に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三の五）

○内閣府告示第二三三十八号
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七條第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第五五十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十一年四月二十四日

一 地域再生計画の作成主体の名称 宮崎県及び宮崎県西臼杵郡高千穂町

二 地域再生計画の名称 日本ふるさと高千穂づくり計画

三 地域再生計画の区域の範囲 宮崎県西臼杵郡高千穂町の全域

四 基本方針（地域再生法第四十一条に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三の五）

○内閣府告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年九月三十日内閣府告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎
財務大臣 与謝野 馨
第一号中「及び同号口」を削り、同号に次のように加える。

12 沖縄において環境対策の促進を図るため、石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者が当該設備の取得等に必要な資金

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公庫法第十九条第一項第一号口の資金

平成二十二年三月三十一日までに、前号1から12までに掲げる事業を行う者であつて、国際

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

的な金融秩序の混乱に伴う景況悪化により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来しているものが、当該事業を円滑に遂行するために必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要資金

○内閣府告示第五号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年九月三十日内閣府告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎
財務大臣 与謝野 馨

第一号中15を16とし、9から14までを10から15までとする。

第一号中「中小企業における」の下に「石油代替エネルギーの導入」を加え、(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、(1)として次のように加える。

(1) 石油代替エネルギーを使用するために必要な設備を設置する者

第一号中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 経済的構造の変化に適應するために海外展開を行う者に対する資金であつて、経済的構造の変化に適應するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始等を支援するためのもの

○国家公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十條第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。
平成二十一年四月二十四日

国家公安委員会委員長 佐藤 勉
第一号の表四百七十八号の項の次に次のように加える。

四百八十一号 泉佐野市りんくう往来北から同市泉州空港北まで

附則
この告示は、平成二十一年四月二十九日から施行する。

○国家公安委員会告示第十一号
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八條の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。
平成二十一年四月二十四日

国家公安委員会委員長 佐藤 勉

第一条 交通の方法に関する教則の一部改正
第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

第二條 交通安全教育指針の一部改正
第二條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第三條 交通安全教育指針の一部改正
第三條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第四條 交通安全教育指針の一部改正
第四條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第五條 交通安全教育指針の一部改正
第五條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第六條 交通安全教育指針の一部改正
第六條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第七條 交通安全教育指針の一部改正
第七條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第八條 交通安全教育指針の一部改正
第八條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第九條 交通安全教育指針の一部改正
第九條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十條 交通安全教育指針の一部改正
第十條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十一條 交通安全教育指針の一部改正
第十一條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十二條 交通安全教育指針の一部改正
第十二條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十三條 交通安全教育指針の一部改正
第十三條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十四條 交通安全教育指針の一部改正
第十四條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十五條 交通安全教育指針の一部改正
第十五條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十六條 交通安全教育指針の一部改正
第十六條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十七條 交通安全教育指針の一部改正
第十七條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

第十八條 交通安全教育指針の一部改正
第十八條 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から適用する。
平成二十一年四月二十四日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一条第一号中「（法第二十三条に規定する重度身体障害者となつたものにあつては、法第四十三條第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）及び（法第四十三條第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）を削る。

○厚生労働省告示第二百七十七号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から適用する。

第一条中「第四十三條第一項に規定する短時間労働者」を「第四十三條第三項に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）」に改める。

第二条第七号中「施行規則第五條に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）」を「短時間労働者」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十八号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用支援センター助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十五條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める助成金の額等を定める件（平成二十年厚生労働省告示第五百二十二号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。
平成二十一年四月二十四日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一条中「（法第二十三条に規定する重度身体障害者となつたものにあつては、法第四十三條第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）及び（法第四十三條第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）を削る。

○厚生労働省告示第二百七十七号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から適用する。

第一条中「第四十三條第一項に規定する短時間労働者」を「第四十三條第三項に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）」に改める。

第二条第七号中「施行規則第五條に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）」を「短時間労働者」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十八号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用支援センター助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十五條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める助成金の額等を定める件（平成二十年厚生労働省告示第五百二十二号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。
平成二十一年四月二十四日

厚生労働大臣 舩添 要一

第一条中「（法第二十三条に規定する重度身体障害者となつたものにあつては、法第四十三條第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）及び（法第四十三條第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）を削る。

○厚生労働省告示第二百七十七号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から適用する。

第一条中「第四十三條第一項に規定する短時間労働者」を「第四十三條第三項に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）」に改める。

第二条第七号中「施行規則第五條に規定する短時間労働者（以下単に「短時間労働者」という。）」を「短時間労働者」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十八号
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の五第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用支援センター助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十四号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十五條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める助成金の額等を定める件（平成二十年厚生労働省告示第五百二十二号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。
平成二十一年四月二十四日

厚生労働大臣 舩添 要一